

令和4年度・第2回「北海道ケアラー支援有識者会議」 議事録

開催日時 令和4年10月6日(木) 18:30～20:30

開催場所 かでる 2.7 820 研修室

発言者	発言内容
事務局 (神原係長)	<p>令和4年度・第2回「北海道ケアラー支援有識者会議」を開催します。もし聞こえづらい等がございましたら、随時お申し出いただければと思います。</p> <p>本日は、皆様大変お忙しい中、遅い時間からの開催にも関わらず、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。それでは、先に送付いたしました資料について確認させていただきます。</p> <p>まず、会議の次第を除きまして、一つ目が報告事項の(1)に関するものとしまして、資料番号①が、北海道ヤングケアラーに関する実態調査 [概要版]、資料②の実態調査 [報告書]、そして資料番号はございませんが、参考資料としまして、国の令和5年度予算概算要求の概要の抜粋版です。</p> <p>次に、報告事項の(2)に関するものとしまして、資料③の道の取組状況です。</p> <p>そして、議事に関するものとしまして、資料④の主なポイントと、資料⑤の計画のたたき台の以上となります。資料に不足等ございませんでしょうか。</p> <p>資料の最後、⑤たたき台につきましては、計画策定の議論に資する観点から、私ども事務局で作成した検討段階のものでありますことを、皆様ご承知おきください。</p> <p>そのほか、本会議は公開となっております、議事録と資料につきましては、後日ホームページにて公表する予定ですので、ご了承ください。</p> <p>それでは開会に当たりまして、保健福祉部次長兼ケアラー支援担当局長の野澤より挨拶を申し上げます。</p>
事務局 (野澤次長)	<p>皆様、こんにちは。7月にケアラー支援担当局長を拝命いたしました野澤でございます。本日はお忙しい中、ご参加いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>今年度の道におけるケアラー支援の取組ですが、中学生、高校生を対象といたしました、昨年度の調査に続きまして、小学生、大学生、小学校を対象としたヤングケアラーの実態調査を行うこと、それから本調査結果を踏まえた上で、来年4月1日の開始を目指して、ケアラー支援推進計画を策定することが当面の課題であると認識しています。</p> <p>1点目の小学生、大学生、小学校を対象としたヤングケアラーの実態調査ですが、7月に調査を実施いたしまして、8月末に結果を取りまとめたところです。本日の会議で事務局から調査結果を報告させていただく予定ですが、これにより、道内のヤングケアラーの状況を一定程度、概括的に把握できたものと考えています。調査を行うに当たりまして、委員の皆様方から調査の進め方や調査項目等、多岐にわたるご知見をいただきましたことに改めて感謝申し上げます。</p> <p>2点目のケアラー支援推進計画ですが、本日、たたき台を提示させていただいております。本計画を実効性あるものとするために、委員の皆様方には各専門のお立場から忌憚のないご意見をいただきたいと思っています。</p>

	<p>参考資料といたしまして、来年4月発足予定の子ども家庭庁の令和5年度予算概算要求のうち、ヤングケアラー支援に係る部分をお示しさせていただいております。こちらによりますと、ヤングケアラーの自治体の実態調査や関係機関の職員研修、それからコーディネーターの配置、相談支援体制の整備などに関しまして、国の負担割合の引き上げを検討するとされておりまして、国から自治体への支援が拡充される見込みです。特にヤングケアラーにつきましては、こうした国の動向を見ながら、道全体で支援のあり方を検討していく必要があるものと考えております。</p> <p>本日はどうぞよろしく申し上げます。</p>
事務局 (神原係長)	<p>それでは、ここからの進行は、中村座長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。</p>
中村座長	<p>はい、中村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、構成委員の皆様に加えまして、前回に引き続き、オブザーバーとして、札幌市から子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課長の山縣 浩子様にもご出席いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の報告事項及び議事を確認させていただきます。次第をご覧いただければと思いますが、報告事項として1点目、ヤングケアラー実態調査、小学生、大学生、小学校の結果について、7月に実施しました実態調査の結果でございます。2つ目につきましては、ケアラー支援の推進に関する道の取組状況の令和4年度上半期について、事務局から報告をいただきます。</p> <p>次に議事ですが、北海道ケアラー支援推進計画（仮称）のたたき台についてでございます。北海道ケアラー支援条例第10条の規定に基づき、今年度策定する推進計画のたたき台を事務局から説明いただきます。</p> <p>それぞれ事務局からの報告や説明の後、委員の皆様方からご意見等をいただきますので、そのとき、マイクをオンにして申し上げます。</p> <p>それではまず、報告事項の1点目でございます。ヤングケアラー実態調査の結果について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局 (小助川主幹)	<p>子ども子育て支援課の小助川と申します。よろしく申し上げます。私からは、先に実施しました、ヤングケアラー実態調査の結果についてご報告いたします。</p> <p>資料①の実態調査〔概要版〕よりご説明いたします。なお、資料②の〔報告書〕本体につきましては、後ほどご覧いただければと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>まず1ページ、調査の概要についてご覧ください。調査目的ですが、今回の調査は、ヤングケアラーが、家庭内のデリケートな問題であることや、本人や家族に自覚がないことなどから、表面化しにくく、早期発見や支援につながりにくいといった課題があることから、調査を通じて、意識の向上を図るとともに、家庭の世話の状況や支援のニーズなどを把握し、早期発見と支援策を検討するために、昨年度実施した中高生とその学校に対する、調査に引き続きまして、小学生とその学校、それから大学生に対して実施したものでございます。調査対象につきましては、札幌市を除く道内公立学校等に通う5年生及び6年生とその学校、そして、道内4年生大学に通う学生となっております。</p>

調査方法につきましては、無記名のアンケート調査とし、ネット環境から任意による回答を求める形式にて実施をしております。調査期間は7月12日から7月27日の間で実施しております。回答状況については記載のとおりとなっております。

続きまして、2ページをご覧ください。調査結果についてですが、1-①「ヤングケアラーの認知度」についてですが、「聞いたことがあり、内容も知っている」と回答した割合は、小学生で21.1%。大学生で63.1%という状況になっています。ちなみに、昨年度パソコンで実施しました調査の中では、中学生が8.6%。高校生が14.2%という状況で、今回は若干高い数字となっております。

続いて3ページをご覧ください。1-②「自分がお世話をしている家族の有無」です。ヤングケアラーの割合についてですが、小学生で4.7%と、国調査よりも低い値となっておりますが、大学生については13.2%と、国に比べて高くなっています。ちなみに、昨年度の調査では中学生が3.9%。高校生は3.0%という状況です。

4ページをご覧ください。1-③「お世話を必要としている家族」では、小学生で「きょうだい」が最も多くなっており、大学生では、「きょうだい」に加えて、「母親」の介護も多いです。

続いて5ページをご覧ください。1-④「お世話の頻度、費やす時間」では、頻度については小学生、大学生ともに「ほぼ毎日」が約半数を占め、平日における1日当たりのお世話に費やす時間については、1月に回答があった中では、小学生で「1時間から2時間程度」、大学生で「1時間から3時間程度」が多い状況となっております。

6ページをご覧ください。1-⑤「学校生活等への影響」についてですが、小学生では、「当てはまるようなことはほとんどない」という回答が多く、大学生では、「学費等の制約や経済的な不安があった」というような回答が最も多くなっております。

続いて7ページをご覧ください。1-⑥「相談の有無と相談しない理由」についてですが、小学生で8割近く、大学生で約7割が、「相談した経験がない」と回答しております。その理由として、「誰かに相談するほどの悩みではない」が、国調査と同様に高い状況となっております。

8ページをご覧ください。1-⑦「周りの大人に支援してほしいこと」ですが、小学生、大学生ともに、「特にない」が最も多くなっておりますが、大学生では、「世話を代わってくれる人がほしい」など、具体的な支援を求める回答も出ております。

9ページでございますが、小学校に対する調査の結果となります。2-①「ヤングケアラーの認知度」につきましては、「言葉を知っており、学校そして意識して対応している」が6割超と、国の調査に比べて高くなっております。2-②「ヤングケアラーと思われる子どもの有無」については、「校内にケアラーと思われる子どもがいない」と回答した学校が多くなっております。続いて2-③「ヤングケアラーへの対応」については、「学校内で対応している」が最も多く、国の調査と同様の傾向となっております。最後に、2-④「必要と考えるヤングケアラー支援の内容」については、「教職員がヤングケアラーについて知ること」、それから「子ども自身がヤングケアラーについて知ること」など、理解の浸透と相談しやすい環境の充実が必要との回答が多く、こちらも

	<p>国の調査結果と同様の傾向となっております。</p> <p>実態調査の結果については以上となりますが、道といたしましては、今回の調査結果を踏まえまして、皆様方のご意見なども伺いながら、今後の推進計画の策定など、必要な取組を進めてまいりますので、今後とも、ご指導いただきますよう、よろしく願いいたします。</p> <p>なお、冒頭で次長の挨拶の中でもありましたが、国における令和5年度のヤングケアラーに関する予算の概算要求資料を、3枚ものがございますが、参考資料として添付しております。次年度におきましても、関係機関と連携しまして、これらの事業を活用しながら、取組をさらに進めていくとともに、道内市町村に対しても本事業の活用を促すなどしまして、取組を進めてまいりたいと思っておりますので、ご承知いただければと思います。私からは以上です。</p>
中村座長	<p>ただいま事務局から報告がございました。調査結果の報告は、[概要版]で説明をいただきました。昨年度実施しました中学生、高校生調査に引き続き、今年度は小学生と小学校、そして大学生という調査でございました。</p> <p>ご意見、ご質問等がございましたら、挙手いただき、指名させていただきますので、その後、マイクをオンにして発言をお願いします。委員の皆様、いかがでしょうか。</p> <p>はい、それでは、松本委員お願いいたします。</p>
松本委員	<p>内容ということではないのですが、大学生の調査の回答率が1.5%と、大変低いです。これは、周知が難しいというか、大学にいても、学生にみんな周知されているとはとても思えないというか。やはり大学生に周知は難しいだろうと思います。実質的には、情報を得た学生のところは高いとは思いますが、全体の母数の話をすると、随分少ないというところで、一般的に1%とかそれぐらいの回収率の調査で、ものを言うというのは、ある意味、危険というか、参考資料程度というぐらいにしておくのが、こういう資料の一般的な使い方かなと思いました。それが1点です。もしこれ次、何かやるようなことがあれば、同じやり方でやれば、有効回答は同じようになると思います。むしろ、いくつかの大学で教員の協力を得て、講義等で専門とかをバラす形で、あと100人の教室で20人とか30人ぐらいでよければ、2千～3千ぐらいになるので、むしろ、調査の方法を改めて検討するということが、次の課題になるのではないかと思います。次回に向けてということで、覚えとして残していただければと思います。以上です。</p>
中村座長	<p>はい、どうもありがとうございます。回収率については、松本委員の仰るとおり低い状況ですが、このあたりについて、澤田先生も、学校、大学を含めて、どうでしょうか。ご意見あればお願いしたいと思います。</p>
澤田委員	<p>ありがとうございます。私も関心を持っていたので、ちょっと残念だったなと思いつつも、周知の工夫がどうできるかなというところは思いましたが、おそらく、ただ、ポスターを掲示しても、関心はいかないだろうと思うので、学生担任ですとか、何らかの教員に集中して、その教員から何らかのアナウンスをしてもらわないと、学生は調査が行われていることすら知らないのではないかなと思いますので、何か講義の中でというお話もありましたけど、教員を通じての周知ということが持たれればいいなと思</p>

	<p>いました。</p>
中村座長	<p>はい、どうもありがとうございました。今後のこともございますので、この点につきましては、事務局でも受け止めていただいて、今後、進めていただければと思います。それ以外にご意見等はございますでしょうか。</p> <p>もしないようであれば、最後に全体でまた、お伺いもできますので、これについては終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、続きまして、報告事項の二つ目として、令和4年度上半期ケアラー支援の推進に関する道の取組状況について、事務局から報告をお願いいたします。</p>
事務局 (高屋課長)	<p>皆様、お疲れさまです。高齢者保健福祉課長の高屋です。私からは、報告事項の二つ目としまして、資料③により、今年度上半期におけます、ケアラー支援の道の取組状況について、ご説明をさせていただきます。</p> <p>ケアラー支援につきましては、着手可能なものから実施することとしまして、昨年度は、リーフレットの配布やシンポジウムの開催など、ケアラーに関心を持っていただくための取組を行ってまいりました。今年度は、条例の基本的施策に掲げます、3つの柱に基づき、施策を実施しております。まず一つ目としまして、普及啓発の促進に関する取組です。ケアラーの方々を、適切な支援につなげるためには、社会的認知度の向上が大変重要でありますことから、広報活動として道のホームページのほか、ツイッターやフェイスブックなどのSNSの活用、それから広報誌「ほっかいどう」における記事の掲載など行ってまいりました。また、ご覧になった方もおられるかと思いますが、資料に載せております、ポスターやリーフレット、こういった啓発資材を作成しまして、8月から市町村や関係機関をはじめ、コンビニなど、道と包括連携協定を結ぶ企業などの協力を得まして、約1万5千箇所配布をしております。こうした活動の結果、複数の関係団体や、企業から普及啓発に関する申し出をいただくなど、相乗効果を実感しているところでございます。</p> <p>資料めくっていただきまして、2ページ目になりますが、二つ目としまして、早期発見及び相談の場の確保に関する取組です。道が実施しました実態調査の結果、ケアラーが求める支援として、相談できる人や場所との回答が多く、ヤングケアラーでは、誰にも相談したことがないとの回答が8割を占めていたことから、これを踏まえまして、地域において適切な相談支援が行われますよう、市町村や関係機関の職員、教職員などを対象とした研修を実施しております。市町村や関係機関職員向けには、北海道社会福祉協議会に委託をしまして、今月から全道10箇所で開催することとしており、現在、受講希望者の集約を行っているところでございます。昨日、第1回目の研修会が開催されているところです。また、教職員向けには、受講しやすさを考えまして、必要時に校内で受講できるよう、オンデマンド研修を8月から開始してございまして、ヤングケアラー支援に携わる職員向けには、今後全道8箇所の児童相談所圏域ごとに開催することとしております。また、資料の中ほどにありますが、支援を必要とするヤングケアラーを適切な窓口へつなぐため、5月からコーディネーターを全道8箇所に配置しますとともに、本会議のメンバーでもあります、加藤委員のえべつケアラーズに委託をさせていた</p>

	<p>だきまして、相談経験がない児童生徒も気軽に相談できるヤングケアラーの専門相談窓口を6月に設置するなど、支援体制の充実強化を図ってきているところでございます。</p> <p>資料の最後のページになりますが、三つ目としまして、ケアラーを支援するための地域づくりに関する取組です。ケアラーの方々と、そのご家族が安心して暮らすためには、地域全体でケアラーへの理解、相互に支え合う意識を醸成していくことが大切です。こうした地域づくりを推進していくため、これも道社協に委託をしまして、ケアラー支援に関する知見を有する助言者を市町村へ派遣します、アドバイザー派遣事業を7月から開始しているところです。このほか、ヤングケアラーの方同士が気軽に集う居場所づくりとしまして、専門相談窓口と同様に、これもえべつケアラーズに委託をしまして、児童生徒が気軽に参加できる。オンラインサロンを7月から開始しているところです。</p> <p>上半期におけます3つの柱に対応する主な取組状況は以上の通りでございます。今後は、本日の議事でもございます推進計画に基づきまして、各種の施策を総合的に推進していきたいと考えております。私からの説明は、以上でございます。</p>
中村座長	<p>はい、それでは、ただいま事務局から報告がありましたが、令和4年度上半期の道の取組状況についてのご質問、ご意見等がございましたら、挙手いただきたいと思えます。その後、指名させていただきますので、マイクをオンにして発言をお願いします。</p> <p>それでは西村委員、どうぞよろしく願いいたします。</p>
西村委員	<p>全道10箇所で開催ということですが、10箇所というのは、どこか教えていただきたいということが一つと、それからヤングケアラー相談窓口を6月から設置して、これまでどのくらいの件数の相談があったのかというところ、それから市町村へのアドバイザー派遣ということで、そのアドバイザーがどういう職種の人が派遣されているのか、それを教えていただきたいと思えます。</p>
中村座長	<p>今のご質問につきましては、道社協と加藤委員で委託を受けておりますので、道社協の立場で、回答させていただきます。当初は、14振興局単位ということで、14箇所での研修開催を予定しておりました。現在、300名ぐらいの方が、受講いただけるということで今、集約中でございますが、研修の効果を考えたときに、グループワークとして、情報共有や顔をつなげていくことを目指して、現場での集合研修を考えていたのですが、参加者数の偏りがあることから、研修効果を考えて、数カ所については、隣の振興局とタイアップして開催することとしました。渡島と檜山、釧路と根室、上川と留萌、胆振と日高の4箇所です。なお、本来14地区という考え方でございますので、次年度以降は14カ所での実施を予定しています。</p> <p>また、市町村へのアドバイザー派遣事業です。これにつきましては、道社協で、ケアラー支援推進センターを、今年度開設させていただいて、その中で、学識経験の方、当事者の方、そして、支援団体等、様々な方で、運営委員会を設置しており、現段階では、各市町村等からのニーズに合った委員の方を選任させていただき対応しているところです。運営委員以外のマンパワーの確保として、職員向けの研修において、相談専門職の方々に、ファシリテーター要請を行い、事前に養成研修を受講いただき、現在30名ほど登録をいただいております。その方々は、通常の相談の中でもケアラー、ヤングケ</p>

	<p>アラー支援に携わったことがある。また、ケアラーやヤングケアラー問題に関心の高い専門職の方々でございますので、研修におけるファシリテーターだけではなく、地域づくりにおけるアドバイザーも担ってもらおうこととしています。現時点で、30箇所ぐらいから、ケアラー、ヤングケアラーについての理解をしたいということで、講師を派遣しています。</p> <p>それではもう一つ、ヤングケアラーについて、相談状況ということで、加藤委員から回答いただければと思います。</p>
加藤委員	<p>北海道ヤングケアラー相談サポートセンターということで、えべつケアラーズでやらせていただいております、開設からもう少しで4ヶ月経つような状況でございます。月ごとの相談件数は、波はありますが、増えております。これもだいたい予想の範囲内ですが、メールや電話での相談というのがほとんどになります。来所に関しては、ほぼないに近いかなというところでございます。相談内容も、本当に様々で、開設してから1ヶ月から2ヶ月は、センターの存在を知りましたということで、今後、いろいろと関わってくださいと、関係機関から直接来ていただいたり、お電話いただいたりという形でのメールが多かったです。最近、学校の先生からのご相談というのもいただいております。生徒からこういう相談を受けましたということで、自分としてはこういうようなアドバイスをしていきたいけれども、ご助言いただけないでしょうかという形で、メールや電話から始まって、今度来所しますというお約束につながったりで、入口はやはり、電話やメールが一番多いと思います。ホームページも匿名でお問い合わせできるようになっていますが、匿名での相談は、内容は直接的にヤングケアラーに関わるものもあれば、ないものもありますが、ホームページを通じてお問い合わせというの、毎月増えている状況です。以上です。</p>
西村委員	<p>ということは、子どもからの相談というものは、あまりないということですか。</p>
加藤委員	<p>センターを立ち上げるときの我々の感覚もそうですが、ヤングケアラー自体、自分がヤングケアラーだという自覚のない子がほとんどですので、直接私ヤングケアラーなので、悩みを聞いてくださいという相談は少ないだろうと踏んでいましたので、どちらかという、周囲の大人の気づき、ヤングケアラーじゃないだろうか、という大人の方からの情報をいただくことが、やはり今は多い感じ。西村委員の仰るとおりで、直接もう少し、子どもたちが足を運べるような取組もこれから必要かなと思います。オンラインサロンに関しても、今年7月からなので、少ないのですが、少しずつ増えているような状況ではあります。まだ周知や広報が足りないかなというところもありますので、今後、秋から冬に向けて、今いろいろと手立てを考えているところではあります。以上です。</p>
中村座長	<p>はい、ありがとうございます。それ以外につきましてはいかがでしょうか。</p> <p>それでは、澤田委員お願いいたします。</p>
澤田委員	<p>ありがとうございます。引き続きえべつケアラーズの活動についてご質問したいのですが、先ほどなかなか子どもからの相談はないということで、つながりにくさは想定していたことだと思っております。ヤングケアラー向けオンラインサロンも7月23日か</p>

	らスタートということで、こちらの参加状況もお伺いしたいなと思いましたが、いかがでしょうか。
中村座長	それでは、加藤委員よろしくお願いたします。
加藤委員	ありがとうございます。子どもたちが夏休みに入ったことを想定して、夏休み入ってからが参加しやすいかなと思ってスタートしました。教育庁を通じて、オンラインサロンのチラシやデータを学校に発信させていただきました。知っている、知らない、学校から直接子どもが耳にしたとかいうのも、学校ごとでやっぱり周知の度合いが違うということもあります。今は割と石狩管内の方が参加してくれてはいますが、7月からの状況で、今は1人、2人、3人という程度です。ただ、ありがたいことに1回参加してくれた子は、継続して参加してくれている状況はありますので、次は参加しないというよりは、また来ましたというような形で継続しているのはいいことかなと思います。まだお互い、参加している子同士の距離はまだ縮まっていないので、進行も含めて、もう少し横のつながりが広がるように、我々も工夫しながらやっていきたいなというところですね。参加してくれた子は、学校を通じて知ったというよりは、たまたまヤングケアラー相談サポートセンターのホームページを見つけて入ってきたという子がほとんどになるので、学校側からの周知や広報というのは、もう少し考えていかななくてはいけないかなと思います。あること自体を知ってくれば、参加はもっと増えるのではないかなと思っています。
澤田委員	はい、ありがとうございました。今後オンラインのつながりは、道では重要になるかなと思って、充実してくればいいかなと思っています。私は、精神疾患を持つ子どもの、大人になったヤングケアラーのオンラインサロンをやっていますが、そこで思うのは、当事者の方たちの年齢差もすごくありますし、まして対象の方々も違いますので、集まっても共通点を見出すのが難しかったりというのがあるので、この活動を充実できるようにいろんなことを議論できればなと思いました。ありがとうございます。
中村座長	ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。 はい、山本委員お願いします。
山本委員	医療機関の立場からという形でお話をさせていただきたいと思いますが、ヤングケアラーの方ということで、もしかしたら医療機関を受診されたときに、ご病気の方に付き添ってお子さんが来られる可能性もあるかなと思います。医療機関にもいろいろポスターを渡したりとか、周知されているかと思いますが、実際に医療機関から、加藤さんのところでご相談受けたりとか、そういったことがあったのか、ないのかということと、医療機関向けにももう少し周知してはどうかということのご意見を伺いたいなと思います。うちの業界も、看護職を集めて研修ができるようになっていっていますので、もし機会があれば、研修の際にチラシを配布したりですとか、そういうこともできるかなと思っています。ご意見をいただければと思います。
中村座長	それでは、加藤委員よろしいでしょうか。
加藤委員	はい、ありがとうございます。医療に関しては、地元の江別になりますが、看護師の方が、数名来ていただいたことがありました。山本さんに仰っていただいたとおりで、

	<p>実は先月、2～3件行ってきて、石狩管内、江別、札幌を中心として、医療機関もまわろうということで、チラシやポスターだけを送りつけるのは簡単ですが、時間はかかりますが、なるべく実際に足を運んで、自分たちの思いだとか、課題の部分で膝突き合わせて直接話をした上で、広報活動したいなというところで、地道ですけれども、時間を見てやっています。あと、北海道は広いですので、ほかの地区に関しては、ちょうどヤングケアラーコーディネーターも設置されたところですので、今、定期的にオンラインでミーティングをしながら、今後の活動の相談をしていきたいなと思っていますので、コーディネーターにもご協力いただいて、山本さん仰るとおり、道内各地の医療機関で広報や周知というのはキーになりますので、これからさらに加速して進めていきたいと思っています。</p>
<p>中村座長</p>	<p>ありがとうございます。医療機関については、今実施しています専門職向けの研修会で、昨日実施したオホーツク地区の参加の中に、医療機関の方々も参加いただいております。ケアラー、ヤングケアラーの気づきというところも含めて、医療機関の方々も関心を持っていただいています。ほかの地区でも、医療機関の方からこの研修に参加していいのかという連絡をいただいています。引き続き道とも調整しながら、進めてまいりたいと思っています。</p> <p>それでは、議事に移らせていただきます。次は、北海道ケアラー支援推進計画（仮称）たたき台についてでございます。事務局から説明をよろしくお願いたします。</p>
<p>事務局 （北山主幹）</p>	<p>はい。高齢者保健福祉課の北山でございます。いつも大変お世話になっております。私からは、資料④と資料⑤に基づきまして、ケアラー推進計画（仮称）たたき台につきまして、ご説明させていただきます。説明時間が少々長くなりますが、ご了承ください。</p> <p>資料④の1枚ものをまずご覧ください。こちらは資料④としまして、計画のたたき台の構成などを、コンパクトにまとめた資料でありまして、主に策定に当たってのポイントといたしまして、条例に基づく推進計画として策定するものであること、各項目について、その背景や考え方、取組の必要性などを、具体的に記述することで、全体像が分かりやすくなるよう、作成したところであります。また、この計画によりまして、道のケアラー支援に関する取組の的確な推進管理を図るとともに、市町村等が自ら取り組むに当たりましての、参考となることを期するところであります。あと、その計画の構成ですとか、条例に基本的施策として掲げる3つの柱に基づく取組ですとか、今回の計画のたたき台の構成の部分ではありますが、具体的な部分につきましては、資料⑤に基づきまして説明させていただきます。</p> <p>それでは資料⑤をご覧ください。ページをめくっていただきまして、目次もめくっていただきまして、1ページをご覧ください。こちらですが、まず①番目といたしまして、計画の概要でございます。①の計画策定の趣旨といたしましては、ケアラー、ヤングケアラーを取り巻く状況ですとか、国や道の調査結果などを踏まえまして、ケアラー支援条例を制定し、条例に掲げる施策を総合的に展開するために、推進計画を策定する旨を記載させていただいております。</p> <p>続いて2ページ目をご覧ください。こちらは計画の位置付けとしまして、計画策定の</p>

根拠、体系的分類、他計画との関係について記載させていただいております。

次の3ページ目をご覧ください。計画の期間などを記載しておりまして、計画の期間としましては、令和5年度から3年間の計画として、提案させていただいております。

続いて4ページ目をご覧ください。4ページ目から5ページ目にかけては、圏域の設定ということで、その設定に対する考え方、また地図ですとか、あと5ページ目は、市町村の構成の一覧等、掲載しております。

続きまして資料の6ページをご覧ください。6ページ目から7ページ目にかけては、**4**の計画の策定体制と経緯等ということで、計画の策定体制、道民の意見反映、策定の主な経過として、7ページ目は、表形式で記載させていただいております。

次に8ページ目をご覧ください。ここからは、計画に関連いたします統計関係のデータをまとめておりまして、まず家族介護を取り巻く状況として、8ページ目から14ページ目まで、そういった統計関係を掲載しておりまして、少子高齢化等の動向ですとか、福祉的支援を必要とする方の状況を記載させていただいております。

15 ページ目をご覧ください。家族介護に関する道民意識と実態調査につきましてですが、まず1番目の、道民意識調査につきまして、こちらは、道で毎年行っております、道政全般の調査がございまして、今回その一つとして、ケアラーに関する道民の認知度ですとか、意識について調査をしておりまして、資料にもございますとおり、調査方法といたしましては、北海道全域の150地点、1,500サンプル、無作為の抽出で行っておりまして、調査の項目としましては、ケアラー、ヤングケアラーという名称の認知度、それに関する認知した経路ですとか、あと家族介護についての意識などについて、調査を実施しておりまして、10月に集計等行われまして、結果につきましては11月に公表される予定となっております。現時点では、あくまで、まだ公表されていない集計が途中のものでありますので、こういった道民意識調査につきまして、調査を行っていることを記載させていただいております。16ページは仮に入れさせていただいているデータとして、あくまで仮の数値となっております。

続いて18ページ目をご覧ください。こちらは、昨年実施しました分と、先ほど報告させていただきました、今年、追加で調査いたしましたヤングケアラー分の調査を併せまして、ケアラー実態調査として、その概要を記載させていただいております。調査結果につきましては、巻末の参考資料としまして、すべて掲載する予定ですが、本日の資料につきましては、掲載イメージとして、一部分のみの掲載となっております。

次に19ページ目をご覧ください。調査結果から見えた課題といたしまして、昨年行いました実態調査結果など、その結果、道民意識調査の認知度の結果はまだですが、資料にありますとおり、認知度や意識に関すること、また相談支援の体制に関すること、地域全体を支え合いに関すること、本当にざっくりの説明ですが、こういった部分が、有識者会議での協議、検討を経まして、調査結果などから、以下のとおりその主な課題として見えたところでありまして、こうした課題に基づきまして、一番下の青い部分の白字となっておりますが、ケアラー支援を適切かつ包括的に行うにあたっての、そこで基本計画的に各種取組を実施していくことが重要と認識したところでもあります。

続きまして、20 ページ目をご覧ください。④条例の概要と計画推進のための基本的事項という部分であります。こちらは条例の概要や、条例の構造をポイントとして、記載させていただいております。

次に 21 ページ目をご覧ください。計画推進のための基本的事項といたしまして、こちらがまず、(1)の基本テーマといたしましては、「ケアラーとそのご家族を地域社会全体で支えるまちづくり」というように設定させていただきまして、ケアラーにとっての自分らしい暮らしが確保されるためには、行政のみならず、関係機関ですとか、支援団体のほか、民間の事業者の皆様も含めまして、地域全体でケアラーとそのご家族を支援する仕組みづくりが必要と考えまして、このようなテーマとして設定させていただいております。続いて(2)の基本理念ですが、こちらは条例に掲げる基本理念に沿った内容といたしまして、資料にありますとおり、5つの理念として掲げております。

次に 22 ページをご覧ください。(3)の推進項目につきまして、条例の基本的施策の3つの柱に基づきまして、それぞれ取組を推進項目として位置付けておりまして、資料にありますとおり、具体的な取組を展開してまいる考えでおります。

次に資料 23 ページをご覧ください。ここからは、ケアラーを支援するための具体的な取組についてでございます。推進項目の i 番目といたしまして、普及啓発の促進についてでございますが、まず(1)は、現状と課題といたしまして、認知度の低さですとか、家族が介護をすることが当たり前といった意識などに対しまして、認知度を高め、適切な理解の促進を図っていく取組が重要となります。(2)の部分は、基本的な考え方、メッセージの方向性といたしまして、家族介護全体を否定せず、過度の負担となることなどを課題といたしまして、一律に解消されるべき問題といった、誤ったメッセージにならないように、留意することが重要と考えております。続きまして、(3)の道による具体的な取組といたしましては、啓発資材をいろいろ作成しておりますが、その主題としましては、「支える人を、ひとりにしない。」というキャッチフレーズを設定しまして、普及啓発を行っております。

次に 24 ページをご覧ください。啓発資材といたしまして、ポスター、リーフレット、ステッカー等を作成いたしまして、先ほどの取組状況でも報告いたしましたが、各関係機関に配布を行っているほか、飛びまして 27 ページになりますが、道と包括連携協定を結ぶ企業、コンビニなどにも協力いただきまして配布を行っております。

飛びましたが、26 ページでは、ホームページや SNS を活用した情報発信にも昨年度からも取り組んでおりまして、今後も、引き続きこういった取組は随時行って、普及啓発を一層促進していく考えであります。ツイッター、ブログですとか、こういった様々な媒体を用いた周知につきましても引き続き努めていく計画としております。

続きまして、27 ページをご覧ください。こちらはシンポジウムの開催ということで、昨年も行いましたが、シンポジウムによる理解を深めるための取組が重要と考えておりまして、こういった取組の継続ですとか、先ほども触れましたけども、包括連携協定を結ぶ企業と協働という形で、普及啓発の取組を進めてまいりたいと考えております。

次に 28 ページをご覧ください。ここからは、推進項目の ii 番といたしまして、早期

発見及び相談の場の確保についてであります。(1)は、現状と課題であります。こちらは実態調査の結果、相談できる人や場所を求めると回答が多く、ヤングケアラーに関しましては、誰にも相談したことがないですとか、そういった部分が約8割を占めるなど、相談窓口につながりにくい傾向に加えまして、そもそも窓口などが明らかになっていない場合もあると考えられます。(2)の基本的な考え方、着眼点ということですが、そういった課題を踏まえまして、自発的な相談がしやすい環境づくり、相談窓口の明確化などが必要となりますが、資料にもありますとおり、着眼点のaからcを参考に、市町村ですとか、関係機関が適切に連携しながら、支援を行うことが求められますので、ヤングケアラー支援に当たりましては、子どもの権利擁護と利益尊重の観点からも、自らの意見表明とその意見が支援に反映される、環境の整備が重要となります。

続きまして、29ページをご覧ください。ここからは、先ほど着眼点のaからcと続いていきますが、こちらの着眼点aで家族介護者支援の「新たな視点」、着眼点bというところで、ケアラーの世帯状況に応じた方法・内容による支援という、着眼点を触れさせていただいております。30ページ以降も、着眼点c-1から3と続きますが、考え方、体制、協議の場についてそれぞれ示しておりますが、この内容につきましては、前回の有識者会議でも説明させていただきました、市町村向けに通知しております、ケアラー、ヤングケアラー支援に必要な視点ですとか、1枚もののスキーム図のような資料で示させていただきました関係機関等による連携のあり方と、各々の役割という資料がございます。そういったものですとか、国のマニュアルを参考にさせていただいて、こうした着眼点というものを、整理して掲載させていただいております。

次に少し飛びまして、33ページをご覧ください。道による具体的な取組としまして、資料にありますとおり、①番から⑦番までの取組を推進する考えであります。

次にその具体的な部分ですが、34ページをご覧ください。取組の一つ目としまして、支援を必要とするケアラーの早期発見、把握の促進としまして、資料にありますとおり、4つの方向による把握につきまして、結果把握が行われることが効果的である旨を周知するなどいたしまして、市町村や関係機関等の取組を推進していく考えであります。

次に35ページをご覧ください。取組②としましては、ケアラー支援の担い手となる職員研修の実施としまして、ケアラー、ヤングケアラー関係の支援に携わる職員向けの研修を行っていきます。先ほどの上半期の実施事業でもこの部分は説明させていただきましたが、こういった研修を行っていく考えであります。

次に36ページをご覧ください。取組③として、家族介護に関する相談窓口の明確化の推進といたしまして、資料にありますとおり、窓口の明確化に関するその具体的な取組を例示しまして、支援ニーズが早期に発見されるように、市町村や関係機関等における相談窓口の明確化に係る取組を推進していく考えであります。

次に37ページをご覧ください。取組④として、医療的ケア児を支える家族への支援といたしまして、医療的ケア児とそのご家族を支援するために、北海道医療的ケア児等支援センターを設置いたしまして、家族や市町村等からの様々な相談に対応していく考えであります。センターの役割などにつきましては、資料にありますとおりです。

次に 38 ページをご覧ください。取組⑤といたしまして、先ほどの取組実績でもご説明しましたが、ヤングケアラー専門相談窓口の設置をいたしまして、北海道ヤングケアラー相談サポートセンターを開設いたしまして、こういった取組を進めてまいる考えであります。

次に 39 ページをご覧ください。こちらの取組⑥ですが、6月からヤングケアラーを支援につなぐ調整役を配置ということで、ヤングケアラーコーディネーターを、全道8箇所に配置しまして、福祉と教育との連携を強化していく考えであります。

次に 40 ページをご覧ください。取組⑦としまして、支援が必要と考えられるヤングケアラーへの、アウトリーチの取組といたしまして、市町村の意向を踏まえて、スクールソーシャルワーカーですとか、スクールカウンセラーの方々の配置を進めるとともに、未配置の地域や学校にも派遣いたしまして、状況に応じて、重点的な派遣を検討するほか、教職員等への研修ですとか、関係機関による協議会の開催などを通じまして、学校と行政機関との連携体制を強化していく考えであります。

次に 41 ページをご覧ください。ここからは、推進項目のiii番といたしまして、ケアラー支援をするための地域づくりについてであります。(1)の現状と課題であります。ケアラーが介護などの悩みや負担を周囲に相談できずに、地域から孤立しがちな状況にあります。そういった部分では地域における支援が必要です。(2)の基本的な考え方といたしまして、地域づくりの視点としましては、誰も取り残さないために、地域全体でケアラーを支える社会的包摂の視点が重要でありまして、地域全体がその理解を深め、相互に支え合う意識を醸成していくためのまちづくりを目指すことが大切と考えております。(3)の道による具体的な取組としましては、こうした現状と課題を踏まえまして、①から④の取組を行って、地域づくりを推進していくこととしております。

42 ページをご覧ください。具体的な取組といたしまして、取組①ですが、地域住民や事業者の方々への意識啓発についてであります。実態調査の結果などからも、家族が介護するのが当然という見方ですとか、例えばこうした考えから、介護のために仕事を辞めてしまったり、悩みや負担を1人で抱え込んでしまうことがないように、公的支援サービスの活用ですとか、仕事と介護を両立し続けることを、地域住民、事業者が肯定的に評価しまして、応援していくといった意識の啓発、こういったものも含めまして、地域づくりにつながると考えまして、その仕事と介護の両立への支援として、福祉分野と経済・労働分野の関係機関が連携を図りつつ、離職の防止ですとか、その再就職の支援の取組を推進していく考えであります。

次に 43 ページをご覧ください。取組②としましては、介護者サロンやカフェなどの交流拠点の整備促進といたしまして、ケアラー同士ですとか、地域住民の方々の方がつながりが創出されまして、孤立防止、その理解を深める場として、期待できるものでありまして、また道の実態調査におきましても、相談できる人や場所ですとか、精神的な支えという回答が多かったこともありまして、そういった拠点部分の、先進的な取組事例ですとか、あと国によるマニュアル等も周知するなどしまして、既存の交流拠点、そういったものも活用するなどを含めまして、整備を促進するとともに、ヤングケアラーにつ

きましては、オンラインサロン、先ほどの事業のご説明でもありましたが、こうしたオンラインサロンというものを進めまして、そうした居場所づくりを推進していく考えであります。

次に 44 ページ目をご覧ください。取組③といたしまして、ケアラー支援体制を構築するためのアドバイザー派遣ということでございまして、こちらも先ほどご説明がありましたが、こういったアドバイザー派遣を進めてまいりまして、地域づくりを広域的総合的に支援していく考えであります。

次に 45 ページをご覧ください。取組④としまして、公的支援やサービスの利用勧奨をいたしまして、ケアラーの方たちの負担を軽減するための取組として、ケアを必要としている家族への公的支援サービスの利用勧奨が挙げられまして、支援が必要であっても、適切な支援につながっていないような状況であったり、サービスを利用している、ケアラーの方々が介護力と捉えられてしまったり、それを前提としたサービスの内容とされている場合などもありますことから、家族介護が行われていることをもって、一律にそういった対象外とならないよう、適切なサービス等の利用支援を行うことが重要と考えまして、特にヤングケアラーの方々が主な介護者となっている場合につきましては、十分に配慮することが大切と考えます。道の実態調査の結果からも、公的支援、サービスを知らないという回答もありましたことから、そういったサービスの勧奨とともに、ケアラーの方々が情報を入手しやすくするための工夫を行うことも併せまして、市町村や関係機関等に働きかけてまいる考えであります。

次に 46 ページ目をご覧ください。ここからは、⑥の市町村や関係機関による取組例といたしまして、栗山町の取組ですとか、次の 47 ページ目には函館市の取組をそれぞれ紹介させていただいております。今後、体制を構築していく市町村の方々の参考としていただくために掲載しております。

その次の 48 ページ目につきましては、関係機関による取組としまして、北海道社会福祉協議会におけるケアラー支援推進センターの取組を紹介させていただきたいと思っております。こういった形で掲載しております。

次に 49 ページ目をご覧ください。⑦のケアラー支援に関する道の事業ということでありまして、医療、福祉、介護、教育等の各分野にわたる関連事業がありますが、条例のその基本的な取組に基づきまして、大分類、中分類、小分類とありますように、体系的に整理したものであります。それぞれの事業内容につきましては、50 ページから 58 ページまで続いておりますが、本日は時間の都合もございまして、説明は省略させていただきますが、こうした関連する取組も、併せて行っていく考えであります。

次に 59 ページをご覧ください。ここからは、⑧の数値目標の設定といたしまして、ケアラー支援のこれまで説明しました取組を着実に推進していくために、分析評価を行う上での客観的な指標といたしまして、数値目標を設定させていただく考えであります。まずは普及啓発の関係といたしまして、目標(1)の部分でございまして、こちらケアラーに関する認知度の向上を設定させていただいております。こちらは道民意識調査の集計結果が現状まだのため、現状値といたしましては、あくまで仮の数字でございま

すが、目標といたしましては、その道民の方々に広く知っていただきたいと考える目安といたしまして、7割、約3人に2人の方が、「よく知っている」、あるいは「ある程度知っている」という状況を目指して、普及啓発を行ってまいりたいと考えております。

次に60ページをご覧ください。目標(2)といたしまして、こちらは、ヤングケアラーに関する児童生徒の認知度の向上を設定しております。こちらと同じく70%以上を目標とする考えでありまして、このような目標値として設定する考えであります。

次に61ページをご覧ください。こちら、目標(3)といたしまして、同じくヤングケアラーに関する認知度についてであります。学校における認知度といたしまして、認知度の向上を設定しております。目標値といたしましては、「知っていて、意識して対応している」というもので100%を目指すとして、設定したく考えております。学校につきましても、関係機関でございますが、関係機関の主なものといたしましては、ほかに相談支援機関もございますが、こちらは相談支援を専門に行う機関でありますので、こうした従事者の方が、ケアラー、ヤングケアラーについて、認知度100%であることが大前提と考えておりまして、相談支援機関につきましても、目標値としては設定しておりませんが、そういった知った上で、当然相談対応を行っていただくという前提でありますので、学校と違いまして、相談支援機関部分は項目としては設定しておりません。学校につきましても、学校の先生方の取組の中の一つとして、こういった「知っていて、意識して対応している」という部分が、100%になればということを目指して、設定させていただいているところであります。

次に62ページ目をご覧ください。ここからは、早期発見及び、相談の場の確保関係の報告であります。目標(4)は、ケアラー支援全般に関する人材の育成といたしまして、広く研修を実施いたしまして、毎年1,000人の受講者数を見込みまして、3年で3,000人の受講者数を目標値として設定する考えであります。

次に63ページをご覧ください。目標(5)ですが、ヤングケアラー支援に関する人材育成といたしまして、児童福祉に携わる職員の方々や学校関係者などをメインとした研修といたしまして、毎年800人の受講者数を見込みまして、それを3年で2,400人の受講者数を目指すとして、目標値として設定する考えであります。

次に64ページをご覧ください。目標(6)としまして、その相談支援体制の構築推進といたしまして、こちらは市町村における相談支援体制の構築と、相談窓口の明確化を、すべての市町村で構築することを目標値として設定する考えであります。こうしたことが進むよう、道でもいろいろな支援を行ってまいりまして、市町村が相談窓口の明確化を構築することができるよう、目指していただくことを数値目標として考えております。

続きまして65ページをご覧ください。目標(7)につきましても、同じく、市町村における取組の部分になりますが、その分野横断的な連携、協議体制の整備促進としまして、市町村における情報や課題を共有する協議の場というところが必要でありますことから、すべての市町村に構築されることを目標値として設定する考えであります。

続きまして、66ページ目をご覧ください。ここからは、地域づくり関係の項目でありまして、目標(8)としましては、サロンなどの交流拠点の整備促進についてであります。

	<p>介護者サロンですとか、カフェなどにおけるケアラー同士の交流拠点というところが、すべての市町村におきまして、整備することを目標値として設定する考えであります。</p> <p>次に 67 ページをご覧ください。目標(9)といたしまして、地域アドバイザーの養成であります。道のアドバイザー事業でございまして、道社協に委託しておりますが、全道各地に、要望がありましたらアドバイザーを派遣しておりますが、そういったアドバイザーの役割を担う方が、各圏域において、地域の実情をよく知る方々にご協力いただいて、そういったケアラーに関するノウハウを有する人材として養成してまいりまして、圏域別に1名以上、こういった方たちが養成、登録、確保できることを目標値として設定する考えであります。</p> <p>次に 68 ページ目をご覧ください。こちら目標(10)といたしまして、活用可能な形での周知についてであります。公的なサービスなどの活用促進に向けましては、活用を考えている方々が、自分の住む市町村にどのようなサービスですとか、施設があるのかですとか、そういったことが分かりやすいように、リストやマップなどを作成いたしまして、情報の周知、発信に努めてもらい、こうしたものを、すべての市町村において実施されることを目標値として設定する考えであります。</p> <p>続きまして、69 ページをご覧ください。こちらは計画の推進管理としまして、推進管理の考え方ですとか、進捗管理の方法、それから 70 ページになりますが、そうした計画を評価や見直しを行うに当たりまして、PDCA サイクルで、点検して、評価見直しを行いまして、今後、年度単位としまして評価見直しを行うといった考えであります。</p> <p>それ以降につきましては参考資料という形で、ごく一部分しかついておりませんが、実態調査の結果をすべて載せる予定でありまして、またその後ろには、条例の全文や、条例の逐条解説も載せる予定であります。こうした計画も1冊あれば、このケアラー支援に関する考え方ですとか、その取組の必要性などを市町村や関係機関の方々が参考にいただくものとして、調査結果なども一緒に掲載しておりますので、この1冊があれば参考に、いろいろ活用できるものとして、そういった考えで、ケアラー支援計画を策定させていただきました。</p> <p>足早になった部分もございまして、ケアラー支援推進計画のたたき台につきまして、委員の皆様からご意見等いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。私からの説明は以上であります。</p>
中村座長	<p>ありがとうございます。計画の概要から取り巻く状況、そして調査結果を踏まえて条例の概要と推進計画の基本的な考え方、ケアラーを支援するための具体的取組、市町村や関係機関の取組例、そしてケアラー支援に関する道の事業、数値目標、また計画の推進管理というところで、大変盛りだくさんのものでございました。ただいま事務局から概略についてご説明ございましたが、委員の方からご意見、そしてご質問等ございましたら、いただきたいと思っております。ご発言の方は、手を挙げていただき、マイクをオンにして発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>それでは、小倉委員どうぞよろしくお願いいたします。</p>
小倉委員	<p>ご説明ありがとうございます。1点、ヤングケアラーの件で、現場からの危惧してい</p>

	<p>る声が届きましたので、その件をお伝えしたいと思います。今ほどの支援推進計画の60ページに、ヤングケアラーの認知度の向上が出ていて、児童生徒の認知度も上げるというのが目標に掲げられていますが、現場の小学校の先生方から、小学生みんながヤングケアラーという言葉や、そういったことを知る必要があるのだろうか。それが少し間違った情報になって、ヤングケアラーというかわいそうな子たちがいるというような流れになりつつあって、名前がつくことでレッテル貼りにもつながると。ただ、実際にヤングケアラーで、本当に子どもたちが遊べなかったり、本来子どもが享受できる権利が守られていなかったりということは大変ですが、別に本人たちは自分がそのかわいそうなヤングケアラーだという自覚を持つ必要はなくて、大人がきちんと手を差し伸べて、行政サービスや福祉の中で、その子たちの権利を守ってあげるべきだと思います。特にクラスみんなでヤングケアラーについて大変な子なんだということを学ぶときに、ヤングケアラーの子がクラスにいて、友だちに知られたくないと思っているとしたら、その子たちがどんな思いで過ごすのか、先生方もとても心配しているという話をお聞きしました。私もたしかに、大人はみんなヤングケアラーという概念や、何が足りないのかを知るのはいいですが、単に一生懸命お母さんをお手伝いしたり、おばあちゃんの世話をしていると思っている子に、「あなたはヤングケアラーなんだよ」ということを、大人が押し付けるのは方向が少し違うのではないかと考えています。60ページの児童生徒へのヤングケアラーの認知度向上という目標自体は、私は今のところ、賛成しかねるので、意見として言わせていただきました。以上でございます。</p>
<p>中村座長</p>	<p>はい、どうもありがとうございました。この点について、ほかの委員の皆様どうでしょうか。ご意見いただきたいと思います。</p> <p>それでは、澤田委員お願いいたします。</p>
<p>澤田委員</p>	<p>はい、ありがとうございます。小倉委員のご意見は、私も本当にこのヤングケアラーという言葉が、子どもを救うためにどう機能したらいいだろうというのはすごく考えていたところだったので、賛同するところがあります。ちょっと話がずれてしまうかもしれないですが、疑問は同じなのかなと思うので、私も意見を述べさせていただきますが、24ページ、啓発のためのポスター、ステッカーが「支える人を、ひとりにしない。」という、いいスローガンだなと思って、先ほど小倉委員が仰ったように、大人がこの問題をしっかり認識して、ケアラー自身に支援が必要だということを知るために必要なメッセージだなと思いましたが、内容を見ると、本人というよりは、周りの支援者に向けての啓発だなと思いました。かわいそうな人だと思われたくないというのは本当にそうだと思いますし、もう一つ、子どもたちがヤングケアラーという言葉に抵抗を示すのは、親を加害者にしたくないという思いがすごくあると思います。なんか自分がかわいそうだということは、親が自分に対してかわいそうなことしているということを認めるような言葉になってしまうということをよく知る必要があると、私もすごく思いました。また違うアイデアですが、子どもや親向けのステッカーというものも作ったらどうかと思っていて、例えばそのメッセージは、「家族を助けて欲しいあなたへ」とか、「自分のお子さんを心配しているあなたへ」とか、そういう、お子さんの立場に立</p>

	ったり、リアルな気持ちを前に出したような、そういう啓発をしてはどうかという小倉委員の意見を聞いて、ますますそう思いました。
中村座長	はい、どうもありがとうございます。これは大変重要なところだと思います。それでは、松本委員お願いいたします。
松本委員	今お二方から、話題、異議があった点について少し確認ですが、これ認知度の向上という形で測るということは、どういう手立てをとるのでしょうか。技術的なところですが、道民は、道民意識調査を毎年やるということですよ。子どもについては、これはどういう手立てで確認していくのでしょうか。
事務局 (野澤次長)	昨年度、今年度の調査と同様に、小学校や中学校を通じて調査をさせていただくことになろうかと思えます。
松本委員	そうすると、調査を3年とか、定期的にやるということになりますか。
事務局 (野澤次長)	そういうことになります。
松本委員	それが必要かどうかということは、ここでは何も議論されていないように思ったのですが、様子を知るということは、ああいうような調査がいいのか、もうちょっと別の方法がいいかということ自体は、一つ議論をすべきことかなと思っています。先ほど、特にどう理解しているかというときに、言葉を知っているかどうかという取り方でいいのかとか、特に大学生あたりだと、かなり把握が難しいと。把握するにしてもいろいろ技術的な問題があるような気もします。そこもセットで考えた方がよろしいのではないかなと、お二方の危惧を共有する形で思いました。よく知られていくということ自体はいいのですが、どういう形で知られているのかということに踏み込んだ施策を考えるということもあるのかなと。大人のところとは質が違うなという、お二方の意見を聞いて思いました。以上です。
中村座長	はい、どうもありがとうございます。そのほかの委員の方、いかがでしょうか。それでは、森委員お願いいたします。
森委員	はい、ありがとうございます。栗山町の森です。ここでヤングケアラーの関係で、先ほど小倉さんが言ったように、ヤングケアラーというのは全然悪いことではない。逆に家のお手伝いをするし、家族の面倒を見るという、非常にいい子なのかなと思います。認知度の向上を図るということは、やはりやるべきだなと思っていますが、ただ単純にチラシを配布します、ポスターを配りますだけでは、間違った理解をされるおそれがあるのかなと思っています。できれば、やはり学校の授業の中で、先生が子どもたちに、ヤングケアラーだとか福祉教育ということで、授業の中で、例えば総合的な学習ですとか、そのコマを使って、正しい情報を子どもたちに伝えるということも大事なのではないのかなと思っています。そういうことであれば、北海道教育委員会が、各市町村の教育委員会を通じながら学校に、そういう正確な情報を伝えるような学習の時間というものを学校でやっただけでいいかなと思っています。私の意見です。以上です。
中村座長	はい、どうもありがとうございます。ほかの委員の方いかがでしょうか。それでは、今井委員お願いいたします。

今井委員	<p>私もしっかり支援していくためには周知というのは絶対に必要なもので、何らかの形でやっていかないといけないとは思っていますが、皆様から意見が出ていたとおり、その周知の方法だとか、周知に協力をいただく人にもしっかり理解をしてもらうとか、そういった仕掛けは必要なのかなと思っております。例えば高齢の分野ですと、学校によっては、認知症とはということを授業でやっているところもあります。そうなっていくと、そういう知識をしっかり伝えていくと、やっぱりまた変わった見方というので、やはり周知をする方法とか周知する期間、周知の仕方、これについては少し検討していくということは重要なと思っております。以上です。</p>
中村座長	<p>はい、どうもありがとうございます。 それでは、松本委員お願いいたします。</p>
松本委員	<p>先ほど、どのようにモニタリングするのかということとセットでと申し上げたのは、昨年度に最初の調査をして、道の施策が何もない中で、とりあえず国もやったということもあって、いろいろ現状把握しようという試みだったと思います。それから1年、2年経って、かなり関係者が努力されて、曲がりなりにも、これ後のところに出てきますけど、全市町村に相談窓口をきちっと作って、みんなに分かるようにしようと、こういう問題はここについて、きちっと対応できる仕組みを作ろうと。そのように動かそうとしているところだということになります。そうすると、知っているべきは、「ヤングケアラーという言葉を知っていますか」ではなくて、「こういうときにどういうところに相談したらいいか知っていますか」という、むしろそちらが重要で、仮に数値目標として出すのであれば、現在のところはそれを確認できませんけど、以後、定期的にモニタリングするのであれば、そこではないかと思うわけです。知っている中身の問題です。スティグマを与えるものじゃないかとか、逆に何か褒められるべきことないかという議論は、そういう形で仕切れれば逆に避けられます。そのときにやはり、これは昨年来申し上げてきましたけど、ヤングケアラーのところていくと、やはり子どもがケア役割を負うということは、逆に言うと家族の中において、ケアを要する大人に対するケアのリソースが大変不足していて、子どもがその役割を負うという構造があるから。ですから、ヤングケアラーを支えるというよりはそれも含めて、家族の中の要ケア者をきちっと支えるということとセットじゃないと、まずいのではないかということ、再三申し上げてきたところであります。その形は、やはり個別の家族は違うでしょうから、そうすると今、道がなされようとしている、市町村単位で相談窓口をきちっと作って、そういう個別の家族に対する支援をどう考えるかということ、対応できる仕組みを作りましょうということまで来ているというのが、私の理解です。そうすると、そこまで進むようにするのであれば、やはり家族に対する支援というものが大事ですが、それを踏まえてケアラー、家族の中が子どもも含めてケアラーになった場合に、いろんな手立てがほかにもある可能性があります、だからここにつながってください。そうするならば、それが進めていく方向として、今ここで議論されているのだと思います。こちらをモニタリングするということが、長い目を見たとき、施策の評価ということにつながるのではないかという気がします。これは私の意見です。周知というのはとても大事ですが、何</p>

	を周知するのかと考えたとき、それは施策評価という観点で、どのようにモニタリングできるか、モニタリングすべきかと考えたとき、「言葉を知っているか」ということなのかどうかということは、少し議論をした方がいいのではないかという気がいたします。以上です。
中村座長	はい、どうもありがとうございます。 それでは、山本委員お願いいたします。
山本委員	今、松本先生の話聞いていましたが、障がい者の方もそうですが、障がいを持ちながらも、家族の介護をしているというときに、その方が役割を担うことがいいか悪いかというところは置いておいてですが、困ったときに相談できる、その方が困っているときに、悩みを相談できる場所があるかどうかで、悩みを解決することができるかといった結果評価というか、そちらの方は大事なかなということを考えると、お子さんも知っているか、知らないかよりは、自分が困ったときに、ちゃんと悩みを話して、解決できているかどうか、相談できるかどうかという結果評価が大事なかなと思いながら、お聞きしていました。この質問がいいか、悪いかということは置いておいてですが、そういった観点から考えないと、お子さんがまず困っている状態の悩みを相談できて、その結果、解決できたかどうか、そこが一番大事なかなと思いながら聞いていました。以上です。
中村座長	はい、どうもありがとうございます。西村委員、お願いいたします。
西村委員	普及啓発の着地点というのか、それをどこに置くかということだと思います。今回の調査の中では、たしかに「誰かに相談するほどの悩みではない」というのが結構多く出てきています。そういう言葉だけで終わらせるのか、それともさらに踏み込んでいって、相談先まできちっとするのには、ヤングケアラーでどこかに相談したいというところまで、持っていかどうかということだと思います。単純に啓発だけで終わるのか、そうではなくて、相談先まで持っていかどうかということなので、そこをどう考えるかなと私は思います。認知症でいえば、認知症の正しい知識はこうですよ、ということをお小生から教えることによって、困ったときにどうするか、家族にどうするかということも出てきているので、小学校からヤングケアラーは決して悪いことでなくて、こういうことがあって困ったら、こういう相談先にしたらいいよというところまで持っていかどうかということではないかなと、私は思います。
中村座長	どうもありがとうございます。あとの委員の方よろしいですか。 はい、事務局から、野澤次長お願いします。
事務局 (野澤次長)	道で、こちらの認知度という項目を入れさせていただきましたのは、国の連携プロジェクトチームというのを文科省と厚労省で作って、取りまとめの報告書がありますが、その中で、中高生についての認知度について、当面5割にすることを目指すという目標が掲げられております。そういったことも踏まえて、こういう目標にしたというのが、1点です。それからもう1点申し上げますと、中学生、高校生の道の認知度というのが、まだまだといいますか、例えば中学生だと「聞いたことがあり、内容も知っている」が、10%を切る状況です。そうした状況の中で、「どこに相談すればいいか分かりますか」というところまで一気に飛んでしまっただけ聞いたときに、果たして答えが返ってくるかな

	<p>という、そうした不安は少しあるように思ったところです。</p> <p>ただ、松本先生が仰るように、困っているときに相談できる場所があるということを知っていただくということが一番重要なので、それをモニタリングするというのは、一つ選択肢としてあり得るかなと思っています。</p>
中村座長	はい、松本委員お願いします。
松本委員	<p>その子がヤングケアラーであるかないか、あるいはそういう自覚をしているかどうか別にして、例えば病気のお母さんがいろいろ困っていて、私も手伝わないと大変だというときに、どうしたらいいかという話だと思います。そういう状態をヤングケアラーと呼ぶか呼ばないかということは別にして、例えば、精神科領域のいろいろなケアが必要なお父さんとお母さんがいらっしゃるときに、子どもはどうしたらいいだろう。自分だけで悩んでいるということよりも、周りの大人に相談できる場所があるかということを知っているというのは、子どもにとって一番いいでしょう。そういうことを道として、今後この数年で、それこそあまり長くかけずに、この2、3年で目指そうというところにいるのだと思います。知るべきというか、そこかと思うと、多分これは北海道の調査項目を考えているときに割と似たような議論があって、厚労省が三菱（UFJリサーチ・コンサルティング）に委託した研究でしたか、調査票で、ヤングケアラーという言葉を知っているか、認知とかヤングケアラーの自己認識からまず入っていますが、それは北海道の調査では、そこはちょっと置いておいて、むしろ現実に家族の中にケアを要する大人がいるかどうかということから入っているわけです。ですから、厚労省調査の考え方と少し違う形で調査項目を作るとして、ここでかなり議論をした記憶がございます。ですので、政策目標として向かうときに、認知度の向上ということではなくて、むしろ相談につながる体制ということが、調査のときから意図されていたのではないかというのが、この2年ぐらいの私の理解です。ですので、認知度というときに、ただ知っていますか、それだけでいいのだろうかというのは、この会議の経過の中で、発言をしていることだということは、国の目標等も一旦承知をしておりますけど、それとは違う、もう少し踏み込んだ形で自治体として議論してきたという経過もあるように思っています。これは私の理解ですので、そういう経過ではなかったということがあるかもしれません。私の理解としては、そういうことです。ですので、せっかくモニタリングするのであれば、そういうように調査をすること自体が、例えばもしやるのだったら。調査項目もそうすること自体がある種の啓発になるわけです。モニタリングを兼ねた啓発になりますので、そのあたりも見越しておくのが、後々動かしやすいのではないかと。これは意見です。もちろん、いろいろなご意見があるかと思いますが。質問ではありません。以上です。</p>
中村座長	<p>これにつきましては、そのほかの委員の方がいますか。</p> <p>はい、それではこの部分については、いろんなご意見をいただきました。北海道として、この有識者会議としても取り組んできた経緯も含めて、今再確認をさせていただきたいと思いますが、子どもへの適切な情報提供ということも含めた理解をいただくということも必要ですし、また、実際にはどこに相談していいかというのは本当</p>

	<p>に必要なところともなっていますので、それを踏まえて、事務局で検討、預かりをさせていただいて、調整させていただく形でよろしいでしょうか。これにつきましては、事務局で再検討いただき、松本副座長にもご協力をいただきながら、整理させていただきたいと思います。</p>
松本委員	<p>ややこしいことを言ったように思われているかもしれませんが、啓発の中身もきちっと考えて、啓発とセットでいこうということで、目指しているところがやはりあるわけですので、そこを意識しようという、そういう趣旨で申し上げました。普及啓発そのものが、必要ないということを申し上げているわけではありません。</p>
中村座長	<p>事務局もよろしいでしょうか。</p>
事務局 (高屋課長)	<p>道としましても、やはり普及啓発は効果的なものとなるようにというところでは、皆さんと向いている方向性は一緒かなと思いますので、そこはぜひ、今日いただいたご意見を参考にさせていただいて、引き続き検討させていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
中村座長	<p>それでは、ほかの項目、内容について、いかがでしょうか。 鈴木委員、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
鈴木委員	<p>はい、ありがとうございます。石狩市教育委員会の鈴木です。よろしくお願いいたします。私は、教育委員会という立場で、学校と連携する。また、学校からヤングケアラーの相談があったときに、市長部局に連携するという、そういう真ん中にある立場でございます。その中で、本日の推進計画と現状について、少し懸念と期待の部分がありまして、ご質問させていただきます。計画でいきますと、34ページ。支援を必要とするケアラーの早期発見・把握の推進についてですが、そのうち関係機関による把握の取組ということで、先ほど会議の中で、北海道教育委員会が、教職員向けのオンデマンド研修の取組をされているということ。また、7月には、教育委員会と道の保健福祉部の連名で、学校教育委員会におけるガイドラインというものを作成して、それを活用してくださいという取組が進んでおります。その中でまず、ご質問したかったのが、知事部局、特に子ども子育て支援課発信で、このようなガイドラインやアセスメントを、市町村の児童福祉部局に同様のものを用意した中で、配布等をまずしているのかどうかということをお聞きしたいと思います。</p>
中村座長	<p>はい。これにつきましては、子どもの担当でよろしいでしょうか。</p>
事務局 (手塚課長)	<p>子ども子育て支援課自立支援担当課長の手塚です。福祉の部局にも参考に送っているということです。</p>
中村座長	<p>今、手塚課長から、児童福祉部局にもお送りしているということでございますが、鈴木委員、いかがでしょうか。</p>
鈴木委員	<p>はい。分かりました。今なぜ、そのような質問したかといいますと、現場レベルで、学校では、このガイドラインを活用して、なおかつアセスメントをしていった場合に、その内容を最終的には、市町村の中で、そこに関連する部局と連携をするといったときに、やはり同じようなツールというものの中で、検討していくということが重要だと思っていまして、条例制定の検討会の中でも、ガイドラインの作成及びアセスメントとい</p>

	<p>うもので、その必要性をお伝えしてきましたが、その中で、すでに職員向けの研修会、さらには推進計画の中で、職員の研修を目標値を掲げてやっていくという中で、やはり一定程度、普及啓発が進んだ中で、実際その子どもの相談が増えていった場合に、いわゆるガイドラインとかアセスメントを繰り返し活用しながら、やはりそれが定着していくということが、私は現場に近い立場として、すごく重要だと思っていて、先ほど説明したのは、北海道のホームページとか見ても、このような児童福祉部局向けに、このようなガイドラインを発出したような、情報が掲載等されていなかったものですから、やはりその部分を、学校も、児童福祉部局、さらには、他の関係機関も、やはり共通の認識に立つということであれば、やはり共通のツールであれば、ガイドラインというものを、みんな共有した中で、数年かけて定着していくのかなということを考えて、そのような質問をしました。引き続き、そういうことで、今後の推進計画に盛り込む内容なのか、それとも、すでに取り組んでいるということであれば、そこを今後の職員研修等で活用していくということをお願いしたいと思います。以上です。</p>
中村座長	<p>どうもありがとうございます。そのほか、ご意見、ご質問はありますでしょうか。それでは、松本委員お願いします。</p>
松本委員	<p>重ねての発言で申し訳ありません。数値目標のところですが、特に後半のところ、自治体の体制整備に関わる場所ですが、数値目標の整備にあつたところで、先ほど目標(2)の議論がありましたけど、この目標の(6)から後半の部分であります。(6)から相談体制の整備ということで、目標値はすべての市町村に相談窓口、目標(7)もすべての市町村でこれはやるんだという、(8)もそうですね。(9)は圏域ごとですが、(6)、(7)、(8)、(10)がすべての市町村がこれをやるんだという目標を立てられています。これつまり、市町村できちっと体制整備をすることを道としても、目標と掲げてきたと、後押ししていくということを宣言されているということだと思います。こういう姿勢について大変期待をしたいと思います。その上で、個々のこの項目の目標になっていますが、やはり市町村単位で、すべての市町村で、こういう体制を目指すということを、くくれるような気もしています。これをまとめるという意味ではないのですが、見せ方として、市町村の体制整備というのは、すべての市町村で3年以内にこういう体制を作れるような後押しを道としてはしていきたいと。ですから、市町村の側から見たときに、何をきちっと整えていくということになるのかということが見えるように、どこかで記載なり、前書きところでも解説なり、そういうものがあると、より道の姿勢が明確になるのではないかと感じました。記載の仕方、見せ方というように思います。</p>
中村座長	<p>どうもありがとうございます。市町村に分かりやすい見せ方というところありますので、ご検討いただければと思います。そのほかご意見、ご質問ございますでしょうか。それでは、西村委員お願いします。</p>
西村委員	<p>ポスターについてなのですが、ポスターは、見てすぐ分かる、インパクトというのがすごく必要だと思いますが、このポスターを見ると、ケアラーは年寄りも多いですが。なかなか字も小さいし、その細かいところが分かりづらいし、色彩も柔らかいものを使いながら作られているので、本当にそばまで行かないと分からないということなので、</p>

	<p>もし今後、ポスターを作り直すというときがありましたら、もう少しインパクトのある、誰が見ても分かるような、そういうものを作っていただきたいなと思います。リーフレットもやはり、ピンクに白字で書いているので、見づらいかと思いますので、そこを要望いたします。</p>
中村座長	<p>要望ということで、よろしく願いいたします。ほかの委員の方いかがでしょうか。それでは、森委員お願いいたします。</p>
森委員	<p>今回の計画の記述の仕方なのですが、この計画の6ページを見ていただきたいと思います。6ページに計画の策定体制と経緯等ということで、(1)計画の策定体制、①関係機関等との協議の1行目ですが、道では、ケアラーを取り巻く社会環境と本道におけるということで、ここでケアラーという言葉を使っています。このページ、②有識者会議の設置のところは、道では、家族介護者を取り巻くと、読んでみると、同じような形、社会情勢の話なのですが、ケアラーという言葉と家族介護者が使い分け、これ何か意味があるのかなということをお聞きしたいと思います。その後、読んでいきますと、このほかに、家族介護者という記述が、かなり出てきます。ケアラーという言葉を全面に出そうとしている中で、この家族介護者をあえて入れているというのは何かあるのかなというのが少し気になりました。</p> <p>それと併せて、41ページをご覧いただきたいと思います。41ページの下段、道による具体的な取組ですが、①番で、ここでも家族介護者と使っていますが、家族介護者支援に関する地域住民への意識啓発ということ①番で謳って、次のページに行きますと、取組①では、また違う文言が標題になっています。これは合わせるべきではないのかなと思ひまして、ここだけが少し違っていたかなと思います。この2点、どうかと思ひましたので、よろしく願いいたします。</p>
中村座長	<p>それでは、事務局お願いします。</p>
事務局 (北山主幹)	<p>高齢者保健福祉課の北山でございます。ご指摘いただきまして、ありがとうございます。実は大きな意味はなくて、まだ精査できていない部分がありましたので、家族介護者については、ケアラーという記載で統一させていただきます。</p> <p>41ページにつきましては、単に修正ミスで、こちら42ページの標題が正しい部分でございます。地域住民や事業者への意識啓発という、こちらの文字が、41ページの①に入るような形で行ってしまいました。単純なチェックミスで行ってしまいましたので、すみません。こちらの修正は、統一的な表現で揃えさせていただきます。</p>
中村座長	<p>はい、それではよろしく願いいたします。ほかの委員の方いかがでしょうか。それでは、澤田委員お願いいたします。</p>
澤田委員	<p>2点あるのですが、1点は、50ページのところで、普及啓発、ケアに関する理解促進というところがあって、難病、ノーマライゼーション、認知症とありますが、メンタルヘルス、精神障がいですとか、メンタルヘルスの問題について、もう少し理解を深められないかなという点は、ご検討されたのかどうか知りたく思いました。小学生にしても大学生にしても、親の心の問題というように挙げていた方は少なくなかったと思いますし、特に子どもですと、メンタルヘルスの問題が分からなくて、親の性格</p>

	<p>の問題だというように、特に疾患だという認識は持てないのではないかとも思いますので、このメンタルヘルスリテラシーの問題について、少しご議論がなかったのかお伺いしたく思ったのと、それと関連して、相談窓口の充実の中で、例えば精神保健福祉相談員ですとか、地域の最初の窓口になる人が、この問題について何か研修を受けたりということは含まれているのかということをお聞きしたいと思います。</p>
中村座長	<p>それでは2点について、よろしいでしょうか。</p>
事務局 (北山主幹)	<p>ご意見ありがとうございます。メンタルヘルスの部分につきましては、この関連事業について、各部、各課に照会しながら、事業をピックアップしてまいりましたが、もう一度再確認をさせていただきまして、関連する事業で、こういった事業ありましたら、また追加掲載する形で整理させていただきたいと思います。もう一つの精神保健相談員の部分につきましては、所管外の部分がありましたので、これは確認しまして、回答させていただければと思います。</p>
澤田委員	<p>ありがとうございます。精神系は本当になかなか知られていないというところがありますので、ご検討いただければと思います。以上です。</p>
中村座長	<p>ご意見ありがとうございます。ほかの委員の方はいかがでしょうか。</p> <p>それでは、ご意見がないようですので、先ほど、ヤングケアラーの部分の再確認と、メンタルヘルスのことも含めて、そして全体的な言葉であったり、そして目標値の(6)から(10)の、市町村にも分かりやすい見せ方等々のご意見が出ておりますので、このことにつきましては、事務局で調整させていただきたいと思います。これにつきましては、調整した上で、先ほどもヤングケアラーのところでお話ししましたが、今回のご意見を踏まえて、事務局で再調整、再確認をいただく中で、私と松本副座長で確認させていただき、修正後、各委員の皆様方にお知らせしたいと思います。松本委員、ぜひともご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、全体で、まだ言い忘れたということがなければ、これをもちまして、本日の会議は、閉会とさせていただきます。進行につきましては、事務局に、お戻しをさせていただきますたいと思います。</p>
事務局 (神原係長)	<p>本日は貴重なご意見をありがとうございました。今回、会議の皆様のご意見を踏まえ、修正案等につきましては、後日、調整の上、改めてお知らせさせていただきたいと思いますので、引き続きのご協力をお願いいたします。それでは本日、大変長時間にわたり、皆様お疲れさまでした。今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。</p>